

発令前：機密性 3 完全性 2 可用性 2  
発令後：機密性 2 完全性 1 可用性 1

法務省人検第 206 号

令和 4 年 8 月 18 日

最高裁判所事務総局人事局任用課長 殿

法務省大臣官房人事課長

(公 印 省 略)

職員の併任及び併任解除について（依頼）

本年 9 月 1 日付けをもって司法研修所教官 杉山 徳明 の併任を解除されたく、  
発令方お願いします。

なお、後任として、法務省大臣官房付 丸山 嘉代 を推薦しますので、よろし  
くお取り計らい願います。

おって、本件発令後は、人事異動通知書の写しを送付願います。

